

## 第6回 生活・環境・流通TF 議事概要

- 1 日時：平成19年9月14日（金） 16:15～17:15
- 2 会場：永田町合同庁舎 共用第2会議室
- 3 議題：経済産業省・環境省合同ヒアリング  
(レジ袋の削減について(有料化を取巻く現状と評価。各省の意見と取組内容))
- 4 出席者
  - ・ 規制改革会議：本田主査、小田原委員、川上委員、中条委員
  - ・ 経済産業省：産業技術環境局リサイクル推進課 課長 安藤晴彦氏
  - ・ 環境省：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長 西村淳氏、室長補佐 平尾禎秀氏

### 5 議事概要

○事務局 それでは、経済産業省さんと環境省さんから合同のヒアリングということで、レジ袋の削減についてヒアリングを行いたいと思います。

まずは環境省さんから御説明いただき、続いて経済産業省さんから同じく御説明をいただきまして、その後、質疑応答という形で進めたいと思います。よろしく願いいたします。

○本田主査 今日はどうもありがとうございました。別々にお話を聞いて、「あのとき何々省さんはこう言われた」というよりは、一緒にお話をお伺いするのが生産的であるという趣旨で共同開催させていただきました、よろしく願いいたします。

恐縮ですが、15分ずつぐらい御説明を賜って、その後まとめて質疑応答させていただくのがいいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西村室長 では、まず私の方から、環境省リサイクル推進室長の西村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

便宜上、環境省が先に今日は説明をしますが、この容器包装リサイクル法、レジ袋の削減の取り組みに関しましては完全に共管でございます、経済産業省と環境省はいつも一緒に仕事をしております。もちろん見る観点は若干違うんですけれども、一緒にヒアリングを受けさせていただくのが一番よろしいかと思っておりますし、矛盾は全くないはずで。

そんなことで、今日は特にレジ袋の削減、取り分け有料化の義務化云々の話を中心にということで承っておりますので、資料に従って御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、環境省の方の資料をごらんいただきますと、レジ袋削減の問題につきましては取り分け中条先生は御専門ですとずっとやっておられますが、その他の先生方は必ずしも御専門ではないかと思っておりますので、若干容器包装リサイクル法全般のお話を資料として付けさせていただきますところでございます。

容器包装リサイクル法は、循環型社会を構築するということでつくられているわけで

ざいますが、1ページのように、なぜ容器包装というものに着目しているかといいますと、家庭ごみの約6割を容器包装が占めているというようなことから、取り分け容器包装についてリサイクルのシステムをつくる必要があるということで作られた制度でございまして、もう既に施行以来10年たっているというようなことでございます。

容器包装については、日々ごみを分別排出をして分別収集しているという仕組みでございますので、家庭生活をしていけば非常になじみのあるものでございますが、2ページには「容器包装リサイクル法の仕組み」ということで書いてございまして、消費者が分別排出をし、市町村が分別収集をする。分別収集したものを再商品化事業者がリサイクルをするということで、そのリサイクルの費用について容器の製造利用事業者、メーカーや小売が負担をするといったような仕組みになっているわけでございます。したがって、リサイクルについては、分別収集は市町村の役割、そしてリサイクルの費用については事業者の役割、実際には民間の事業者がリサイクラーとしてリサイクルをやっている。このような仕組みになっているわけでございます。

3ページでございます。上の方にございますけれども、容器包装リサイクル法に基づきましてリサイクルというのはかなり進んできていて、リサイクル率も左側の図でございますが、年々上がってきた。そして、その効果として右側にございますように一般廃棄物の最終処分量というのもずっと減ってきたという効果が上がっているというわけでございます。その意味では、リサイクルというものについては非常に順調に進んできたということが言えるわけですが、一方、3Rということで考えますと、必ずしもその他のリデュースとかリユースというものが進んでいないんじゃないかというのが反省の材料になっているところでございます。

つまり、リサイクルというのは大量生産・大量消費、そして大量リサイクルというものが成り立つわけでございますので、リサイクルが進んでいるだけでは循環型社会というのは構築されないということでございますので、やはりリデュースというものも注目していかなければいけないというようなことが反省材料となってきたということでございます。ちなみに、これは3Rという言葉で典型的に表されておりました、リデュース、リユース、リサイクルということでございますが、循環型社会基本法に基づきまして3Rの順番というのはリデュースが1番、2番がリユース、3番がリサイクルということになっておりました、リサイクルをするよりも先にリデュースということでごみを減らすことが優先だということが定められております。

したがって、容器包装リサイクル法によってリサイクルは順調に進んでいるからといって喜んではいけないので、やはりリデュースを進めなければいけない。ということで容器包装リサイクル法が昨年改正されまして、この4月から施行されているということでございます。この文脈、つまりリデュースを重視するということ、そしてそれに伴って法律が改正されたという文脈の中でレジ袋の削減というものが表れてきているということでございます。

今回、容器包装リサイクル法は今年の4月から主なところが施行されているわけですが、これが4ページでございます。今回の改正の最大のポイントは、先ほど申し上げましたようにリサイクルはそこそここれまで進んできましたけれども、やはりリデュースが進んでいないということで、容器包装廃棄物の排出抑制の促進というところが最大のポイントになっております。その中で、レジ袋対策というものを一つのトピックスとして取り上げているところでございます。

取り分け、今回レジ袋というものをなぜ取り上げたかということでございますけれども、必ずしもレジ袋さえ減ればそれでいいと言っているわけではございません。もちろんレジ袋というものが占める比率というのはそれなりに高いものがありますし、今、年間300億枚日本人が使っている。300億枚というと、1人1日1枚使っているというようなことでございまして、それなりに大きな比重を占めているんですけれども、レジ袋さえなくなればいい、レジ袋いじめということでは全然ございません。

これはちょっと誤解があって、話はずれますけれども、クールビズということで我々は今はネクタイをしておりません。これは一昨年、環境省が始めましたときに、ネクタイ業界いじめではないかという話があったんですけれども、これは別にネクタイをしなればそれでいいということをねらったわけではないわけです。今回もレジ袋業界からレジ袋いじめじゃないかというような話は当初はあったんですけれども、必ずしも今回はそんなに強く出ませんで、レジ袋だけ減ればいいということではなくて、大量生産・大量消費というもののライフスタイルを変えていく一つのきっかけとして、レジ袋というのは自分がもらう、もらわないは選べますので、その一つの象徴としてレジ袋というものを取り上げたという面があろうかと思っております。

したがって、レジ袋対策の次は例えば過剰包装対策とか、そういうものにも乗り出していかなければいけないだろうと考えているところですが、今のところレジ袋というものを象徴として取り上げたお陰で、中条先生が御苦労された杉並区を始めとして全国でいろいろな取り組みが始まっているというようなことでございます。

法律の内容としてはこのようなことで、ここに書いてあるとおりでございますけれども、この1番の排出抑制の促進についてはいろいろな取り組みが行われているわけでございます。取り分けこの排出抑制を促進するための措置というところでいろいろ措置を講じているわけでございますが、これは特に事業者との関係が強いところでございますので、後ほど経産省さんの方から主に説明をいただくことになっております。

では、レジ袋の削減が有料化との関係でどういうふうに整理をされているかというのが5ページでございます。その意味で、本日のヒアリングの主な趣旨に対応しているページがこの5ページでございます。先ほど申し上げましたように、家庭ごみの中でプラスチックごみというのは44%、そのうちレジ袋の占める割合は14%ということで非常に大きな比重を占めるということでございますし、また先ほど申し上げたようにリデュースということ自体はなかなか物を買わないようにする、使わないようにするということが難しいこ

となんですけれども、レジ袋というのはもらう、もらわないは選べる。また、事業者の方から見てもレジ袋が増えるのは必ずしもいいことではないということから、取り組みやすいということもあってレジ袋からいっているわけです。

このレジ袋の削減のために、レジ袋の有料化というのは有効な手段の一つだと考えております。これについて、容器包装リサイクル法の改正のときに有料化を義務付けるべきではないかというような議論もございました。

しかし、その改正の議論の結論として審議会で結論が出、かつまたそれに基づいて政府として法案を提出したときの説明は3番目の丸にございますように、既に自主的かつ多様な取り組みが行われているので、こういったものを尊重しながらやっていくべきで、上から一概に政府が義務付けるということは必ずしも適当ではないというような整理をされております。

また、2番目にレジ袋を使用する小売業者の規模や業態も多様であって、必ずしも一律に規制することは難しいということがございます。例えば、スーパーなどの場合はやはり買いに行くときにはマイバッグをさげていくというようなことが、いっぱい買おうと思っ  
て行くからやりやすいわけですが、コンビニなどの場合はひょっと入るというようなこと  
ですとなかなか持っていない場合もありますし、あるいはコンビニで買うようなものとい  
うのはこんな小さなレジ袋ですから、こういうものを有料化するというのはなかなか難し  
い面もあるということで、レジ袋を使用する小売業者の規模や業態も多様だというよう  
なことが理由としてございました。

したがって、今回の法改正では個々の事業者の自主的な取り組みを尊重しつつ、取り組みが不十分と考えられる事業者に対して勧告、命令、罰則等の措置を課すということで、レジ袋の有料化のみならず多様な取り組みをすることによってレジ袋の削減を図っていくと、こういうようなことが結論になったわけでございます。

私の理解では、最近レジ袋有料化条例案というようなことで報道されている杉並区の取り組みも、必ずしも有料化しなければいけないと言っているわけではなくて、有料化しない場合にはそれと同等のその他の措置をとるというようなことも選択肢として認められているように理解していますので、さほど大きな違いはないのではないかと考えているんですけれども、この容器包装リサイクル法改正のときはこういうような整理が行われたということでございます。

しかも、こういうことによって単に義務付けられたから買わなければいけないんだということではなくて、自分のライフスタイルを変えていくというような取り組みにもつながるという意味では、必ずしも有料化を義務付けることが必要ではないのではないかとというような議論もあったわけでございます。

こういったことで、自主的かつ多様な取り組みをすることが大事だということを踏まえまして、環境省としましてもいろいろな施策をとって国民運動として展開している。つまり、公権力として義務付けるということではなくて国民運動という手法をとっているとい

うことでございます。

ちなみに6ページ以降、環境省としての取り組みをちょっとPRしているわけですが、6ページには3R推進マイスターというような人たちを委嘱してPRをする。それから、2番目にはそのガイドラインといったものをつくっていくというような取り組みもございます。

それから7ページでございますけれども、「環境省と事業者との自主協定」というようなことで、トップランナーの事業者を環境省が自主協定の相手として選ぶことによりまして積極的な取り組みをする。取り分けこれまではローソンとモスフード、イオンという3社と自主協定を結んでいるのですが、いずれもやはりレジ袋の削減というものを主な対象としております。ローソンの場合はレジ袋を2008年度までに2005年度比20%減らすというようなことでやっております、非常にトップランナーとして積極的な取り組みが行われております。そして、こういうマイバッグを無料でローソンでは配っております。

今日は、ちなみにお土産に持ってきましたので、一つずつ是非お持ち帰りいただきたいと思えます。別にローソンの回し者というわけではなくて、これはチームマイナス6%、みんなで止めよう温暖化とか、それからエコファーストとかという環境省関係のロゴも付いておりますので、宣伝までには是非御活用ください。

それから、モスバーガー、イオンも同様にマイバッグ持参率の取り組みというようなものも行われております。これらの特徴としましては、特にイオンの取り組みなどはそうなんですけれども、地域で地域協定というものを結んでその会社だけがやるのではなくて住民が支えるということで、杉並区などは例えばそうですが、自治体がある程度リーダーシップを取りつつ、地域の事業者、住民、NPOのようなものが皆でもっていわば一種のまちおこしとしてレジ袋削減という運動に取り組んでいくという運動型の取り組みだということが特徴になっているところでございまして、有料化の義務付けとは非常に対照的な取り組みになっていて、今のところ全国にこれが広がりつつあるということで、それなりに成功している取り組みなのではないかと思っております。

8ページには啓発キャンペーンということで3R推進モデル事業というようなものもやっております、杉並区の事業も環境省のモデル事業としてひとつ御協力いただいたものでございまして、中条先生のいらっしゃる前で説明するのも何ですけれども、大変成功した事例ですし、また住民に対する啓発効果も大変あった事例ではないかと考えております。その他、表彰制度とか、風呂敷キャンペーンとか、いろいろなことをやっております。

ちなみに9ページにございますけれども、このモデル事業でも行われたアンケート調査でございますが、レジ袋有料化の賛否については賛成と反対とあって、賛成は多かったんですけれども、反対もかなりあったというようなことが左側に出ているところでございます。

それから、右側にございますけれども、レジ袋を仮に有料化したところの売上げへの影響というのが真ん中にございます。これが影響なしが64.6%ということで、非常に貴重な

データだろうと思っております。杉並区の取り組みでもこのところが一番気になったところなのですが、実際には最初にやはりちょっと減った時期があったんですけども、その後は戻っているというようなことで、最終的には影響がなかったというようなことがその他の地域の取り組みでもある程度実証されてきているというようなことでございます。10ページは「レジ袋の有料化全国マップ」ということで、これはどんどん増えているのでなかなか全部国の方で把握できないんですけども、私どもが把握した限りにおいては9月現在でいろいろなところでこういった取り組みが行われているということで、これは単に事業者が頑張っているというのみならず、地域ぐるみでやっている事例が多いというようなことでございます。

これは必ずしもうまくいっているかどうかというのはいろいろな評価がありますが、例えば佐渡市、佐渡島では市内全域の全店舗で有料が行われているというような取り組みなどもございますし、また大都市でも次々と地域協定というような形でこういった取り組みが広がっているというようなことがございます。

とりあえず、私の方からは以上でございます。

○安藤課長 続きまして、経済産業省の方から、西村室長とはいつも一心同体に仕事をしておりますものですから、補足ということで御説明申し上げたいと思います。

経産省の資料の最初のところにリデュース、リユース、リサイクル、3Rということで頑張っております、1枚おめくりをいただきますと先ほど御紹介がございましたような「容器包装リサイクル法の概要」です。左側の方は再商品化の義務ということでございますが、特に今日御議論いただきますのが排出抑制、レジ袋のところでございますが、ここを私なども担当しておりますと感じますのは、非常に柔らかな規制というんでしょうか、ある意味で多様性と自主性を尊重しながら一律に規制をかけるわけではなくて、いろいろな取り組みがイノベーションが出てくるような仕掛けという意味で非常に特徴的だなと感じております。

判断の基準というものを定めておまして、こういうことを是非目標の設定とか、後で御紹介いたしますけれども、どういうやり方があるのか。こんなところを定めた上で、規制の仕方として大きなところに定期報告の義務をかせかせていただいて、本当に著しく不十分な場合、これは世間から見ても本当にひどいとなりますと勧告・公表・命令、最終的には罰則と、こういう仕掛けでございますが、罰則もある意味でそう大きな金額ではないといった点もポイントでございます。

1枚おめくりいただきますと、先ほどもちょっと御紹介がございましたが、実は1年で1人300枚のレジ袋を使っている。これが超大型タンカー2隻分、小中学校のプールですと1,200個分ということでございまして、42万キロといっても私などは余りぴんとこないんですが、日本全国で使っていますガソリンが6,000万キロリッターでございます。それに比べれば小さいなとお感じかもしれませんが、一方で最近ブッシュ大統領が頑張っているバイオエタノールを石油連盟は2010年に21万キロをやりたいと、こんなことでござい

ますから、レジ袋を半分にするだけで実はエタノールの対策などと同じくらいのことができてしまう。こういうイメージ感覚でございます。

次をおめぐりいただきますと、先ほど一言申し上げました「小売業者の判断基準」、国の方でこういうことで取り組んでほしいというガイドラインをつくってございます。

1番目に「目標の設定」ということで、容器包装の原単位をどれくらい低減していくのか。期間と目標と、こんなものを定めていただく。

それから、ではどういう合理化の仕方があるのかというところで、後で個別に御紹介いたしますが、有償で提供するとか、何かおまけを付けるとか、要るか要らないかという意味を確認するとか、それから物理的にむしろ薄肉化・軽量化したようなレジ袋を使っていくとか、余り大きなものを使わないとか、量り売りも勧めていくとか、あるいはデパートなどに最近出ております簡易包装みたいなものも一案ではないでしょうか。こんなことを実は書かせていただいております。

それを、次のページでございますけれども、必要な事業者ということで、これは関係省庁は多岐にわたってまいります。一般の小売から始まりましてそれ以外の関連の小売とといったところも業種に御指定をさせていただきます。

その次の6ページにまいります。

今、申し上げましたような合理化の例といったところを、先ほどの条文のような形にしますと堅くなるのでございますけれども、左端の有料化からマイバッグ、大きさの問題、声掛けをしていく、ポイント制にする、量り売り、あるいは物理的に薄肉・軽量にしていく、簡易包装、こんなような幾つもの組み合わせがあるのではないかと。あるいは、これを組み合わせさせていただいてもいい。こんなことでございます。

7ページ以降は50トン以上使う多量利用事業者ということでございますが、その報告のフォーマットでございます。毎年度6月末日までに出していただくということでございまして、その中にはプラスチック製の容器包装、あるいはその中でプラスチック製の袋と点線で枠囲いをしてございますけれども、こういうようなものと、それから容器包装に関連するような売上高とか店舗面積はこれに比べてどうか。

この辺のところを後でお出しいただくということで、8ページの「その2」の方でございますが、使用の原単位として、幾つもの可能性はございますけれども、店舗面積、売上げに対してどれくらい容器包装を用いているか。こんなところを書いていただいて、前年度比どうだったか。それから目標の設定とか、あるいは合理化としてどういうことをやっていたのか。チェックボックスの形になってございますけれども、先ほど御紹介したような幾つもの組み合わせ、それからその他といったところも書かせていただいております。加えて情報の提供とか体制の整備、安全性の配慮、こんなところも具体的内容を書いていただくような仕掛けになっているわけでございます。

具体例として、9ページ以降に御紹介をさせていただきます。ある意味、こういう枠組みで自主的な多様性を尊重するような規制ということでございます。こうした中でも各社いろ

いろいろな取り組みがございまして、個別の企業の名前が出てまいりまして恐縮でございますけれども、例えばイオンではまず恐る恐るというか、実証試験から始めましょうということで、京都から始め、仙台に展開を更に拡大をしていく。

それから、コープとうきょうの方では1枚5円ということで、もう渡さないというやり方でございます。実は買い物袋持参率が70%にも上昇したと、こんなことが起きておりますし、関西の方では80%などという話も聞こえてまいります。

サミットの方でも実証試験ということで始めておられますけれども、レジ袋辞退率が84%になる。それで、有料化も継続をして実験をしていくということでございますが、そういう収益金をいいことに使おうとか、こんなこともされておられます。

次のページでございます。また幾つか事例が続いてまいりますけれども、東急ストアの事例でございます。これも1枚5円という有料化実験をしまして、目標5割とっておられたのですが、マイバッグの持参率が8割を超えてきた。

それから、イトーヨーカドーでも同じく1枚5円ということで努力をされておられます。西友はちょっと変わった形でございますけれども、有料化ということよりもむしろ目標達成のために20円の買い物袋を売ります。使えなくなったら無料で交換をします。辞退した方には代金2円を割り引きます。こういうインセンティブの仕組みをおつくりになっておられます。

ローソンの例につきましては、先ほど西村室長からお話ございましたとおりでございます。コンビニecoバッグということで、バッグの中には実はペットボトルとお弁当がうまく入るような仕組みになっておりますのでお試しをいただければと思いますけれども、20万枚くらいはお配りをしておられるということでございます。

コンビニの方は2010年に35%、2000年に比べて減らしていこうという取り組みでございまして、2006年でようやく20%くらい減ってきたという状況でございます。これは書いてございませぬけれども、セブンイレブンなどではむしろ薄肉化などということで重さを4分の1減らしたとか、そんなことをやっておられたり、ローソンなどでは声がけの徹底とバッグなどの取り組みをされているということでございます。

その次の11ページをごらんいただきますと、これも幾つかの事例ということでございますが、地域として例えば京都市が懇談会の方とこういう協定を締結して7事業者、あるいは12市民団体と協定を締結しながらマイバッグを持参するようなお取り組み、それから佐渡の例は先ほど御紹介がございましたけれども、192店舗協力をしましてマイバッグ持参率が8割くらいになってくるということでございます。

それから、杉並の例というのが非常に先進的でございますけれども、むしろ地域の地方自治の問題として御自分たちでどういう条例をつくるか。税の問題あるいは有料化の推進、こうしたことを着実に進めておられるということで、今後条例化という流れで御検討が進んでいるように私どもは伺っております。

次は御参考の資料ということでございまして、大体事業者の取り組みの事例を中心に私

の方から補足で御紹介をいたしました。御説明は以上でございます。

○本田主査 どうもありがとうございました。では、御質疑をどうぞ。

○中条委員 どうもありがとうございました。容り法という法律があつて罰則規定も決められているわけですがけれども、罰則を実際に実施するというお考えだと考えてよろしいですか。

○西村室長 基本的には勧告・命令・罰則という流れになっていて、罰則というのはよほどのことがなければ多分、普通はないんだろうと思うんです。

ただ、自主的な取り組みを尊重するというのが基本的な全体としての取り組みで、特にリデュースの部分についてはございますので、そこはまず勧告があつて、命令があつて、罰則という順番で、よほど悪質な場合でないとならないんじゃないでしょうか。

○中条委員 そうすると、ともかく勧告はなさるということですね。勧告は一応法律の基準がありますから、それに沿つておやりになる。そうすると、当然これはレジ袋に関してもやはり勧告をされるということで考えておいてよろしいですか。

○西村室長 制度上はそうなっております。

○中条委員 結局そこが非常に難しいところなのは私もわかっているのですが、杉並の条例案ではちゃんとやっていない人は公表しますよという案になってはいますが、恐らくやれるとしてもそれくらいですね。実際には罰金を科すとかというのはなかなか難しい。ですから、その程度の話で、それを余り強制的に私もやらせるべきものではないだろうということもわかっているんですが、しかし一方で消費者の方と、それから事業者の方の背中をちょっと押してあげないと難しいところもあるだろう。

恐らく事業者の方だつてなるべくならば出したくないわけですがけれども、しかし、一方でほかの店がただで配っているんだつたら、こちらはしょうがないなということがどうしてもある。本当は仕入れコストがこれだけ減少するわけですから配布したくはないと思っているわけだけれども。

国がやってくれるのを待っているというのは非常に自主性がなくて、本来は私はそういう考え方というのは余り好きではないので、それこそ国に頼るマインドが続くという話になりますから余り望ましくはないと思うんですけれども、しかし、何らかの形でそこはインセンティブあるいはペナルティというものを与えていかないとまくいかないうだろう。一番心配なのは、自治体が勝手にやっていいのかということが一方であるわけです。自分がやったところの話をするのは恐縮ですが、杉並は私が一応見ているからそんなに変なことはしないんですが、佐渡などは一時1枚5円などというようなことを決めてしまって、公取からそれはやり過ぎだと怒られたりした。かなり任せておいた場合にとんでもないことをやるんじゃないだろうかという心配もあるわけです。やはりそこは環境省さん、あるいは経産省さんで国として統一的に対応されるということが必要なのではないかと思うんです。

あえて言えば、私は本当は全国レジ袋税でいいんだと思っているくらいですが、ただ、

それは政治的になかなか難しい。それぞれの自治体が自主的に取り組みをしていき、それに任せていく。それでうまく全部いったらOKだ。そこは私も全く同じ考えではありませんけれども、しかし一方で、国として積極的に対応していくということをそろそろお示しになってもいいんじゃないかということがあるものですから、その辺はいかがなんでしょうか。この趨勢で全国にいっぱい出てきたからとりあえず様子を見てみようという段階だと考えてよろしいですか。

○西村室長 事業者への規制の話と自治体の取り組みの話と両方ありましたので、私の方から自治体の取り組みについて申し上げますと、基本的には廃棄物処理行政というのは全体的に容りの話に限らず、市町村が独自のかなり固有の取り組みをしてきている領域だと思います。もともと自治事務で、市町村というのはごみ処理のためにそもそもできたようなところがあるので、分別収集のやり方についてもその市町村によって全然ばらばらで、隣の市へ行けば全然違うやり方をしているというのがまさに地方分権というか、あるいは地方独自の取り組みで尊重されてきた。それはそれぞれの自治体の判断もあるし、あるいはその町その町の産業構造とか文化的、社会的な背景でもってそういうふうになっている。そういう廃棄物処理行政の長い歴史を踏まえて、容り法についてもやはり各自治体で分別収集のやり方についても国がどうこう言うことなく、やった場合にはこうだというようなやり方をしてきた。その延長線上で、やはりリデュースの取り組みについても自治体がそれぞれ固有の取り組みをするのは基本的にはいいことであって、国が統一的に何かをしろと言われることはよくあるんですけども、するということはやはり望ましくないことだと考えています。

ただし、先ほど先生がおっしゃったような、佐渡で1枚5円みたいになってしまったということについては我々もちょっと気にはなっていて、経産省とも相談をしてちょっと佐渡に問題提起というか、注意をしてあげたというようなこともあってその後、取り下げたりしていますけれども、そういう意味ではきちんと目を配っていくことは必要だろうと思っております。

もちろんそうは言っても今、非常に動きが激しいので、全部の動きに本当に目を配るということはなかなか難しいことだろうとは思っておりますけれども、基本的には杉並区を中条先生がごらんになっているように、私も全国各市町村をそれなりにきちんと見ていくことが必要だろうとは思っています。

ただ、基本的には統一的な取り組みいかんと言われると、廃棄物処理行政の世界ではそういうことはやっていないということになるのかなという気はします。

○中条委員 ある程度おっしゃることはわかるんですけども、環境の話というのは果たして自治体に任せていいものかどうかというと、任せていい部分と、やはりそうでない部分があるんだと思うんです。

レジ袋のことをずっとやってきて、最初に私はこれは地方分権でそれぞれのところで考えればいい話だと思っていたんですけども、実はかなり広域的な話なんです。最初に杉

並もレジ袋税を考えたわけですが、アイルランドみたいに国全体でやるならばそれはそれなりにいいわけですが、どうしても広域的な問題だと一つの区だけがやるというのは大きな摩擦を起こすということがあります。

だから、環境問題を自治体任せというところから、国がかなり対応していくという方向に変えていかないと、廃棄物の処理についても効率的でなくなるという点が出てきているんじゃないかと思うんです。

○西村室長 制度は国の方で用意をするということなんだと思います。例えば容器包装リサイクル法というのも国が用意した制度で、自治体が分別収集計画に従って分別収集をすれば、それは事業者、メーカーが負担をしてリサイクルするということを義務付けているわけです。

ただし、分別収集をするかどうか、あるいはどの程度の細かさの分別収集をするかということ自体は自治体に任せているというようなことですので、そういう意味では全く自治体任せで放りっぱなしになっているということではないだろうと思うんです。

○中条委員 要するに、地方分権をどう考えるかというところに尽きてしまう話かもしれないんですけども、私も基本的に地方分権論者ではありませんが、しかしながら、地方分権のいいところというのは何か先進的なことだとか先端的なことをやろうとするときに国全体でやろうとしてもなかなかうまくいかないの、まずは自治体からやってみる。そうすると、それが全国に波及していく。そういうメリットというのが私はあると思っています。

このレジ袋の話などというのもそうだと思います。だから、杉並がそういうふうにおやりになるのも私はいいことだと思ってきたわけですが、それが全国的になってきたときに何が起るかというと、自治体ごとに違う制度ができてしまうということです。ところが、人々の生活は非常に広域的な形になっていまして、そこら辺の児童公園の話ではないですから、そうすると事業者の方は、例えばイオンさんだっって自治体ごとに違う制度のレジ袋に対応しなければいけないという話になってくるわけです。

最初に新しいことを始めていくときは、私は自治体単位でやっていってもいいと思うけれども、ある程度全国的にこういうものが必要だとなってきたら、やはり国が統一的に対応していくことを考えていくべきではないか。これはレジ袋だけの話ではないと私は思うんですけども、自治体をこれまで暖かく見守っておられたんだと思いますけれども、今度はそれぞれのところから出てきたもののある程度全国的な効率性ということを考えて国でおまとめになっていくということがあっていいんじゃないかと思うんです。

○西村室長 全くおっしゃるとおりで、全国統一的に取り組むべきところというのは確かにあって、もちろんこの容器包装リサイクル法によるメーカーによるリサイクル費用負担などというのはまさにそういうようなところだろうと思うんですけども、少なくとも当面レジ袋の削減についてはもう少し地域の取り組みを見守っていく方が得策だろうと思っています。

例えば、イオンなども同じようなことを言っていて、イオンは非常に先駆的な取り組みをしているわけですが、イオンという会社は地域における地域協定というものを非常に大事にしてやっていますね。それは、特に一つのスーパーだけがレジ袋を有料化するとその売上げが下がるのではないかということで、非常に店長さんも取り組みにくい。そうすると、地域協定を結んでほかの事業者も一緒にやろうということをやるとか、自治体がちゃんと支えてくれるということで自信を持つとか、あるいはNPOもその輪に加わって売上げが落ちないように買い支えるというようなことがある。

そういうことで杉並などもそういう取り組みでしたし、京都とか名古屋とか仙台とか、だんだん広がりがつつありますけれども、やはり地域の輪の中で一種のまちづくりとしてやっていくということが、今このレジ袋削減運動の成功に向かいつつある一つの流れだろうと思っているので、おっしゃるようなある程度全国で統一的にやらなければいけない部分もあるだろうとは思いますが、レジ袋削減については当面そんな動きを見守ることが望ましいのかなと思っていますところでございます。

○中条委員 やはり少し先も是非考えてほしいなということなんですけれども。

○本田主査 違う観点からひとつ御質問させていただいていいですか。

国の役割について、制度は準備するとおっしゃったのと、もう一つは国として啓蒙活動はやっていらっしゃるように推察いたします。経産省さんの方の資料の3ページ目にありますように、レジ袋を資源という観点から顕在化して示していらっしゃるのによくわかったんですけれども、例えばこれの製造コストであるとか処理コスト、要するにお金で幾らかかっているのかといったような啓蒙活動はなされたことがあるのでしょうか。

実際問題、生活者に最終的に転嫁されるコストというものがありますね。レジ袋1枚つくるのに、要はレジ袋の原材料費プラス製造費というのは1回小売業者さんを経て最終消費者に当然転嫁されていますよね。それに、分別回収して焼却処理をして埋め立てるという部分は基本的には税金で賄われているわけですから、一部は小売業者さんですか、これも税金ないしは物の購買の値段ということで転嫁されますね。このコストがものすごくかかっているんだから、これは考えたらどうか、というようなコミュニケーションというのはされたことはありますか。

○西村室長 難しいのは、別にレジ袋のみならず、およそすべての製品というのは最後はごみになって処理コストがかかっているわけで、レジ袋についてもレジ袋というのは単なるごみではなくて、ニーズがあるからレジ袋というのは使われているわけですね。だから、レジ袋の製造、それから消費、処理にかかるコストというのは単なる社会的コストではなくてまさに製品として求められているから流通しているのです。

○本田主査 そうですね。ただ、コストが顕在化しているかどうかの問題だと、例えば私に今幾らと聞かれてもわからないとしか答えようがない。でも、「こんなにかかるんだったら要らないわ」という判断もありますね。

○中条委員 どちらかというところは私の偏見なのかもしれませんが、誤解があるのかも

しませんが、環境にこれだけ役に立つよという啓蒙活動は随分やっておられる。CO2がこれだけ減るよとか、こういうものはやっておられるんだけど、金がどれだけ節約できるかということをもう少しやってもいいかと思うんです。

レジ袋の有料化は、スーパーの人たちはずっと反対しておられたわけですね。特に杉並が最初に課税をするというようなことを持ち出したときには、これはコンビニ業界もスーパーの業界も大反対であったわけです。

アイルランドもやはり同じようにレジ袋税を入れる前、商店が大反対をしたわけです。しかし、入れてみたら9割も減ってしまった。減ったら、そのお陰で仕入れコストがものすごく下がってしまって、事業者にとって非常によかったわけです。それで、入れた途端に大賛成ということになったわけです。それで、その状況を見ていた日本のスーパーの人たちが、こういう視点もあるんだということに初めて気が付いたわけです。それでスーパーの人たちも少し動くようになってきた。

更には、杉並で実証実験をやってマイバッグの持参率が8割まで増えたという状況があった。そうすると、その分、仕入れコストが減ることがわかって、事業者の人たちは動いたんだと思うんです。

やはりお金で示すというか、それは一方で大事な話かと思います。

○本田主査 調べたところでは製造、原材料コストだけで多分1.5円から2円はいくはずなんです。それで、最後の処理コストまで入れると5円とかするんでしょうか。そうすると、年間1人300枚使っているということは300円ではないんです。

○中条委員 少なくとも小さく考えて300円くらいかなと。当然原価だけではなくて処理コストの方もかかるわけですから、それだけの無駄が発生していますよという啓蒙の仕方もあるかなということです。

○本田主査 レジ袋メーカーさんいじめにならないようにコストを顕在化するということはできませんでしょうか。

○西村室長 一つの考え方だと思うんですが、これまでの議論では余りそういうアプローチは多分使っていないんじゃないかと思うんです。

というのは、基本的にレジ袋というのは要らないもの、無駄なものだというふうに考えれば、それはもはやコストなんだと考えることになるんだけど、やはりレジ袋というのはそれなりに必要なもので、ニーズがあって使われている。それは例えばトレーなどもそうだし、ラップなども皆そうなんです。そうすると、費用対効果というか、コストがあって一方でベネフィットがある。もちろんベネフィットというのは利便性なので、どういふふうに金銭に換算して評価するかというのは難しいんですけど、やはりそういうものなのでレジ袋というのは無駄なもので要らないものだという前提での議論というのは余りしていないんです。

○本田主査 生活者が利便性と対価の観点から選択できるだけの能力があるとすれば、私はあると思っているのですが、コストを顕在化させることで、これは10円払っても欲しい

という時と、10円するならば今日はかばんに入れるとか、手で持って帰るとかという選択権を与えられないでしょうか。

○安藤課長 おっしゃるとおりだと思います。先生がおっしゃるように、レジ袋は大体2円とか3円とかそんなイメージですね。それに対して5円を出すとか、スーパーによっては私の近くのところは6円出すんですけども、私は一回も使ったことがなくて、ポケットに入れたり、かばんに入れたりして、買い物します。そこはある意味、実コストに対しては禁止料金になっているということが、7割マイバッグを持って行くとか、バッグも持たずに私みたいな者もいたりするんですが、そこら辺がある意味で可視化の一つの効果かなという気が正直なところいたします。

例えば、ペットなども結構高くて20円くらいのコストもかかるようですけども、そうした努力とか、あるいは処理のところも個別のところまではなかなか踏み込めないのですが、こうした容器リサイクルの協会のニュースなどでも原価的なところは少し発表させていただいていますし、ホームページその他、なかなかこれにシンポジウム、セミナーで大々的にお金をかけても逆に無駄になるものですから、大体毎年度清算して特定事業者の方に余ったものは返しているという仕掛けでございますので、その辺でも節約をしながらということではあるんですが、広報の努力はしております。

ただ、御指摘の点などを踏まえながらももう少しコスト的な部分ですね。環境の面は随分話をし始めているのですが、意識しながら努力していくことで、環境省さんとも御相談しながら進めていきたいと思っております。

○本田主査 逆に言えば、公表して構わない色々なデータがございましたら、今も録音をさせていただいておりますけれども、差し支えがなければ当会議に環境省さんと経産省さんから教えていただいたということで当会議を通じて公表することもできるかと思っております。そこは今日お答えいただけないのであれば後日でも結構ですので、是非お教えいただければと思います。

○川上委員 1点お聞きしてよろしいですか。全然わからないものですから。

年間50トン以上容器包装使用という事業者というのは、恐らくかなり大手ということでしょうね。全国的なネットを持ったような、例えばイオンであるとか、どの程度のレベルでしょうか。

○西村室長 50トン以上という、いわゆる量的に言うと9割くらいカバーできるんですけども、事業者割合で言うと700社くらいです。

○川上委員 上位、大手700社と。

○西村室長 大きなところですね。

○川上委員 では、かなりものがカバーできるということですね。

○安藤課長 イメージとして、20店舗くらい持っているところという感じでございます。

○本田主査 これは、容器の重さが50トンではなくて中に入れるもので50トンということですよ。

○安藤課長 容器そのものです。

○本田主査 容器そのものが50トンですか。失礼しました。

○川上委員 ダンボールケースとか、そういうものを全部入れてということでしょう。ダンボールケース、レジ袋、トレー、そういうものを全部入れて50トン以上ということですね。

○西村室長 いわゆる容器包装ですね。

○小田原委員 先ほど中条先生から統一した見解というか、方向性を打ち出せないものかという話があったんですけども、啓蒙の話も含めて合宿で地方の山村に行ったときに、ペットボトルを子どもたちは当然不燃ごみということでペットのごみ箱があれば入れるんですが、ないから不燃物に入れましたら、それはその地方では可燃物に入れなければいけないということでした。

そのように、子どもたちが今までの認識を全く変えなければいけないということが実際にあったというようなこともありますと、今まで子どもたちに教えてきたことが全然生きなくなってくるということもありますので、これはもう少し各自治体に対して一定の見解みたいなものをしっかり示していかなければいけないんじゃないかと感じたんですが、いかがですか。

○西村室長 どうして隣の市町村に行けば、違う市町村に行けば、あるいは引っ越したら全然ごみの分け方が違うんだというのはよく言われる話ですが、これは例えば1つプラスチックを取っても、燃やすのか燃やさないのかというのはその自治体の方針に関わるころもあり、また処理施設の能力に関わる部分もあるし、これはまさに自治体ごとに違ってはおかしくはないんだということが基本的な考え方です。

ただし、おっしゃるように国としてはなるべく燃やさないでください、リサイクルをするような分け方をしてくださいというようなことは言っています。ただし、具体的にプラスチックについて燃やすという方針はよろしくないということはないかなと言えなくて、実は悩んでいるのは今23区が燃やす方向も示しているというようなことで、国としてどういうふうに向かおうべきかというのはあるんですが、しかしながら基本的にはそこは自治体のいろいろな点を考慮しての判断は尊重せざるを得ないということは基本的なところではあります。

○中条委員 それぞれの自治体でそういう方針があるのはいいけれども、それを請け負ってやる事業者に関しては、なるべく全国的な多様性に対応できるような効率性というものも一方で用意してやらないと、効率的なごみの処理はできないかなと思うんです。

要するに、Aという自治体とBという自治体があって、Aという自治体は燃やすなと言い、Bという自治体は燃やせと言う。それは構わないんだけど、しかし、その両方をやった方が効率的だという事業者がいる場合、それはAもBも両方対応できるような形で事業者がやれば効率的になるわけですね。だから、やはり全国的に考えていかなければいけない話と、自治体に任せてもいいという話をもう一回見直す必要が廃棄物処理につい

でも私はあるのかなという感じを持っているということです。

○西村室長 すみません。一般論で余りよくわからなかったです。

○中条委員 衣の下からよろいが見えたみたいな質問をしてしまったということですが、レジ袋はさっきもお答えがあったようにもうちょっと見守っているというのでいいかもしれないけれども、ほかの分野では少し自治体任せで効率が悪くなっている部分を検討し直すことも必要なのかなと思っているということです。

○西村室長 それは、具体的な案件によりけりだと思います。

○中条委員 案件によりけりですか。では、また別途に。

○本田主査 ほかにいかがですか。

○川上委員 容器包装多重利用者、事業者に対する定期報告、勧告、罰則で、罰則まではできないだろうというお話だったんですが、この定期報告でかなりこれは強制力のあるものに、現実的に減っていない場合はそういう強制力はあるものですか。勧告ができるというのは。

○西村室長 法改正されたばかりで、まだ出てきていないので。

○川上委員 今からですか。

○安藤課長 それなりに、実は期待しております。

一方で、先ほどの御議論のときにちょっと議論が流れてしまって御報告できなかったのですが、全くこの宝刀を抜かないのかということではございませんで、実は私どもが御説明した再商品化義務の再商品化の委託費のお金を払わないというただ乗り事業者がいるんです。それで、大臣名で勧告をやらせていただきまして36事業者がいます、いまだにまだ1つ残っていますものですから、もうちょっと説得作業はやろうと思いますが、それでも本当に経営本体がやらないということでしたら、この辺りはしっかりと公表あるいはもう少し先まで進んでいくということがあり得るかと思っております。

ただ、そこもやはり自主的なところを是非進めたいという気持ちも一方でございますものから、余りこちらの法を振りかざしてという気持ちはないのですが、一方で新しく出てまいります定期報告の義務の中に、先ほどフォーマットをごらんいただいたかと思うのですが、何をやるのか、いつまでにどれくらい減らすのかということを書きます。去年に比べてどうだったのか。何がどうできなかったのかみたいなことまで書きますので、やはり事業者はある意味で看板のメンツにかけて頑張ってくれるのではないかと期待しておりますし、36というのも大どころをつかまえて、こらこらとやっているのをございまして、それ以下の小さなところは全部見れておりませんで、逆にこういうものに関わってきた人たちはやはり法の履行ということをちゃんとやらなければいけないだろうなど、そういう意味での間接的なエンフォースメントにもつながってくるのかなという期待は実はしております。

ただ、西村室長からお話がありましたように、ふたを開けてみませんといかようにもわからないところはあるということをございます。

- 川上委員 では、これは今からのことで。
- 安藤課長 はい、ちょうど法改正をしてということでございます。
- 本田主査 平成18年6月です。
- 中条委員 18年6月だから、まだ1年ちょっとです。
- 川上委員 そうすると、そろそろ効果がわかるということですか。
- 安藤課長 来年になりますと、わかるということでございます。
- 川上委員 でも、こういう法ができると大手はかなり気をつけて努力すると思いますよ。公表などということになると、体面が保てませんから。
- 西村室長 これだけレジ袋削減の動きが広がってきたのは、この法律の効果というのはあるだろうと思います。
- 本田主査 容り法については会議の態度云々をまだお出しするような段階ではないということで、今日は容り法はこれくらいにしておきたいと思います。
- ほかに何かございますか。
- それでは、どうもありがとうございました。また追加でいろいろお伺いすることが出てくるかもしれませんので、よろしく願いいたします。
- 例の製造及び処理コストに関しましては、もし資料等をお持ちのようでしたら是非ちょうだいできないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。 どうもありがとうございました。